

国労本部電送No.257	発信日	発信	責任者	受領者
	2020年5月22日	総務・企画部		

指示第85号

2020年5月22日

エリア本部  
各 執行委員長 殿  
地方本部

国鉄労働組合  
中央執行委員長 松川 聡

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「緊急事態宣言」

### の更なる発令解除に伴う国労の追加対応について

昨日、政府の新型コロナウイルス対策本部は「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」について、39県に対する5月14日の発令解除に続き、大阪、京都、兵庫の3府県の発令を解除することを正式決定した。

政府は引き続き週明けの5月25日にも、(1)感染状況 (2)医療提供体制 (3)PCR検査などの監視体制を踏まえて東京都などの首都圏1都3県と北海道の宣言解除について総合的に判断するとしているが、現時点における国労の追加対応を以下の取り扱いとするので各級機関は周知徹底されたい。

#### 記

1. 5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に所在する機関については指示第69号（本部229号 4/7付）および指示第74号（本部237号 4/17）ならびに指示第77号（本部242号 5/8付）の適用を引き続き継続する。
2. 上記以外の府県に所在する機関については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議によるガイドライン「新しい生活様式」にもとづき、感染予防のためのマスク着用、手洗い・アルコール消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保等の基本的感染対策を日常的に励行すること。さらに各種会合・集会・行動・懇親会・冠婚葬祭等への出席にあたっては、集団感染予防の観点から「三つの密」（密集場所・密閉空間・密接場面）とならないよう徹底した対策を講じること。
3. 今後の取り扱いについてはさらに「緊急事態宣言」解除や新型コロナウイルスの感染状況等の動向を見据えながら、順次指示する。

以 上